

承認 第 1 号

中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程の制定について

中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定したので、承認を
求める。

平成 15年 12月 25日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 15年 12月 25日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

承認第1号

中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約第6条第4項の規定により、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会は、法定の合併協議会設立の事前準備として設立するものであり、協議会の会議(以下「会議」という。)は、両町村の合併を円滑に推進する目的で運営することを基本原則とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会の委員(以下「委員」という。)の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

(会長等の責務)

第4条 協議会の会長(以下「議長」という。)は副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は議長の許可を得た後に発言するものとする。

(表決)

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(会議録の整理等)

第7条 議長は、出席委員等必要な事項を記載した会議録を調整するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出する資料は、原則公開とする。

(傍聴)

第9条 会議は傍聴することができる。

(傍聴人、員数の制限)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者(以下「傍聴人」という。)とする。ただし議長が必要と認めたときは員数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、中条町・黒川村任意合併協議会傍聴人受付簿(第1号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影または録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者。
- (7) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において次の各号を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、第3条のただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第18条 この運営方針の取り扱いに疑義が生じた場合は、議長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

年 月 日

中条町・黒川村任意合併協議会傍聴人受付簿

記

区分	No	氏 名	住 所
一 般 傍 聴 人	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
報 道 関 係 者	No	氏 名	会 社 名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

承認第2号

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会
事業計画について

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画を別紙のとおりとしたので、承認を求める。

平成 15年 12月 25日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 15年 12月 25日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

別紙

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画

2 町村の合併についての研究検討するため、次の事業を実施する。

1 中条町・黒川村任意合併協議会運営事業

協議会会議の開催

第1回目	平成15年12月25日(木)
第2回目	平成16年1月28日(水)予定
第3回目	平成16年2月26日(木)予定
第4回目	平成16年3月26日(金)予定

2 中条町・黒川村任意合併協議会事業

住民への情報の提供、住民の意識の啓発を図るため、各種事業を展開する。

協議会だよりの発行

ホームページの開設

新市将来構想及び新市建設計画策定着手

行政制度調整着手

承認第3号

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会
予算について

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、承認を求める。

平成 15年 12月 25日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 15年 12月 25日 承認

中条町・黒川村任意合併協議会

承認第3号

平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会予算

平成 15 年度中条町、黒川村任意合併協議会歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,251千円とする。

2 歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	節	予算額(千円)	説 明		
1負担金			8,250			
	1負担金		8,250			
		1負担金		8,250	構成町村負担金 (円)	
			負担金額	中条町	黒川村	
			均等割	1,375,000	1,375,000	予算の3分の1
人口割	4,417,000		1,083,000	中条町80.3%		
		計	5,792,000	2,458,000	黒川村19.7%	
2県支出金			1,000			
	1県補助金		1,000			
		1県補助金	1,000	協議会運営費補助金	1,000,000 円	
4諸収入			1			
	1諸収入		1			
		1雑入	1	預金利子等	1,000 円	
歳入合計			9,251			

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	節	予算額	説 明		
1運営費			2,997			
	1会議費		1,615			
		8 報償費	730	協議会委員等報償費	729,600 円	
		9 旅費	205	協議会委員等費用弁償	204,800 円	
		1 1 需用費	320	会議費等	320,000 円	
		1 4 使用料及び賃借料	360	会場借上料	360,000 円	
	2事務費			1,382		
		4 共済費	52	社会保険料	47,000 円	
					雇用保険	5,000 円
		7 賃金	398	事務補助員賃金	398,000 円	
		1 1 需用費	558	消耗品費	250,000 円	
					印刷製本費	200,000 円
					修繕費	108,000 円
		1 2 役務費	173	通信運搬費(電話代、郵便料等)	45,000 円	
			手数料	15,000 円		
			その他保険料	113,000 円		
1 4 使用料及び賃借料	201	複写機賃借料	92,000 円			
			パソコン賃借料	48,000 円		
			FAX賃借料	45,000 円		
			ホームページエリア借用料	16,000 円		
2事業費			6,200			
	1事業費		6,200			
		1 1 需用費	1,200	印刷製本費(広報誌印刷費)等	1,200,000 円	
	13委託料	5,000	ホームページ委託料等	630,000 円		
			コンサルタント委託料等	4,370,000 円		
3予備費			54			
	1予備費		54	54,000 円		
歳出合計			9,251			

報告第1号

中条町・黒川村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 中条町及び黒川村(以下「両町村」という。)は、合併の基本事項について協議するため、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併問題に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新市建設計画の策定に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の者をもって組織する。

- (1) 両町村の長
- (2) 両町村の議会の議長及び両町村の議会が推薦する議員
- (3) 両町村長が推薦する両町村の住民
- (4) 両町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長は、両町村長の互選により選出する。

3 監事は、会長が選任する。

(役員職務)

第5条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 会長は、必要に応じて両町村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(委員会)

第8条 協議会は、特定事項を調査・協議・調整するため委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会、専門部会及び分科会)

第9条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会、専門部会及び分科会を置く。

2 幹事会、専門部会及び分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する町村に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、両町村長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、両町村長が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(報償及び費用弁償)

第13条 協議会に出席する者は、報償及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年12月25日から施行する。

(施行年度の特例)

2 第12条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する年度の会計年度は、規約の施行の日からその日の属する年度の末日までとする。

報告第2号

役員を選出について

中条町・黒川村任意合併協議会規約第4条第2項及び第3項の規定による。

中条町・黒川村任意合併協議会役員は、協議の結果下記のとおりとする。

記

会 長	中 条 町 長 熊 倉 信 夫
副 会 長	黒 川 村 長 布 川 陽 一
監 事	中条町議会議長 水 澤 寅 一
監 事	黒川村議会議長 小 野 金 吾

報告第3号

中条町・黒川村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中条町・黒川村任意合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長
- (2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

報告第4号

中条町・黒川村任意合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、中条町・黒川村任意合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、両町村の長が指名又は任命した職員(以下「職員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、職員の互選により定める。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の会議の庶務は、規約第10条第1項の規定する事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

報告第5号

中条町・黒川村任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会分科会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、中条町・黒川村任意合併協議会専門部会長(以下「部会長」という)の指示を受け、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項及び合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会の委員は、協議会を構成する町村の職員で、担当職員にあるものをもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

5 前項の場合において、当該会議の座長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会長が当たるものとする。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する担当部門が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

報告第6号

中条町・黒川村任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、中条町、黒川村の負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその議決を得なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮りその議決を得なければならない。

2 会長において協議会が招集する暇がないと認めるときは、会長は、前項の補正について、処分することができる。ただし、次の協議会の会議において、これを報告しその承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用増をした項の金額については、他の項の金額に流用することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 予備費を充当した項の金額は、他の項の金額に流用してはならない。

3 協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)は、歳出予算を流用または、予備費を充用する必要があるときは、予算流用調書、予備費充用調書を作成し、会長の決裁を受けなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 会長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 任意協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、会議に諮りその認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村

の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条第2項関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

報告第7号

中条町・黒川村任意合併協議会委員等の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報償及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 協議会の会長、副会長及び委員(以下「協議会委員等」という。)の報償は、日額5,700円とする。ただし、町村の長、新潟県又は町村の職員の身分を有する委員等の報償は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員等が、協議会の会議等の招集に応じ出席したとき、または協議会の用務のため旅行したときは、委員等に費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、町村の長、新潟県又は町村の職員の身分を有する委員等の旅費は、新潟県又は各所属する町村の条例等に基づいて当該団体が支給するものとし、協議会は支給しない。

(支給方法)

第4条 前条に定めるほか協議会の委員等に支給する旅費については、会長の属する特別職の職員非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	日当(1日につき)	鉄道賃、船賃、航空賃 バス賃及び宿泊料
協議会の会議等の招集に応じ出席したとき	1,600円	支給しない
協議会の用務のため旅行したとき	1,600円	実 費

報告第 8 号

中条町・黒川村任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 中条町・黒川村任意合併協議会規約第 10 条第 4 項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて新潟県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は、事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命により分担事務を所掌する。

(決裁)

第 5 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第 6 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第 7 条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町村の事務従事の例によるものとする。

(給与等)

第 8 条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する町村の負担とする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

職 名	分 掌 事 務
事務局長	1 総括
	(行政制度調整関係)
	1 都市計画分科会の取扱いに関する事
	2 道路・河川分科会の取扱いに関する事
	3 国土調査分科会の取扱いに関する事
総務班	4 公営住宅分科会の取扱いに関する事
	(総務関係)
	1 庶務及び会計に関する事
	2 合併の諸手続きに関する事
	3 協議会の会議に関する事
	4 合併に係る広報に関する事
	5 人事に関する事
	6 報償等の支給に関する事
	7 財政計画に関する事
	(基本項目等関係)
	1 合併の方式に関する事
	2 合併の期日に関する事
	3 新市の名称に関する事
	4 新市の事務所の位置に関する事
	5 財産の取扱いに関する事
	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
	(行政制度調整関係)
	1 財政分科会の取扱いに関する事
	2 管財分科会の取扱いに関する事

	3 会計分科会の取扱いに関する事
	4 教育委員会分科会の取扱いに関する事
	5 学校教育分科会の取扱いに関する事
	6 社会教育分科会の取扱いに関する事
	7 スポーツ振興分科会の取扱いに関する事
	8 電算システム分科会の取扱いに関する事
	9 条例整備分科会の取扱いに関する事
	10 情報通信分科会の取扱いに関する事
調整第一班	(行政制度調整関係)
	1 住民分科会の取扱いに関する事
	2 国保・国民年金分科会の取扱いに関する事
	3 環境衛生分科会の取扱いに関する事
	4 社会福祉分科会の取扱いに関する事
	5 児童福祉分科会の取扱いに関する事
	6 高齢者福祉分科会の取扱いに関する事
	7 障害者福祉分科会の取扱いに関する事
	8 保健衛生分科会の取扱いに関する事
	9 上水道分科会の取扱いに関する事
	10 下水道分科会の取扱いに関する事
	11 議会・監査分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	1 将来ビジョンに関する事
	2 主要施策に関する事
調整第二班	(行政制度調整関係)
	1 総務分科会の取扱いに関する事
	2 企画分科会の取扱いに関する事
	3 人事分科会の取扱いに関する事
	4 広報・公聴分科会の取扱いに関する事
	5 選挙管理分科会の取扱いに関する事
	6 消防・交通安全分科会の取扱いに関する事
	7 人権対策分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	1 将来ビジョンに関する事
	2 主要施策に関する事
調整第三班	(行政制度調整関係)
	1 民税分科会の取扱いに関する事
	2 資産税分科会の取扱いに関する事

	3 収納分科会の取扱いに関する事
	4 農業委員会分科会の取扱いに関する事
	5 農業分科会の取扱いに関する事
	6 林業分科会の取扱いに関する事
	7 水産業分科会の取扱いに関する事
	8 商工・労働分科会の取扱いに関する事
	9 産業振興分科会の取扱いに関する事
	10 観光・旅行分科会の取扱いに関する事
	(新市建設計画関係)
	11 主要事業に関する事